

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

個別注記表

第10期（平成29年2月1日～平成30年1月31日）

アセンテック株式会社

「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② デリバティブ等 | 時価法 |
| ③ たな卸資産 | |
| ・商品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------|--|
| ① 有形固定資産 | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 8年～15年
工具、器具及び備品 2年～15年 |
| ② 無形固定資産 | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・のれん | その効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。 |

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 |
|---------|--|

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引 |
| ③ ヘッジ方針 | 為替予約は外貨建営業債権債務に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で個別的に為替予約取引を行っております。 |

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 外貨建輸入取引（ヘッジ対象）とその外貨建輸入取引の為替リスクをヘッジする為替予約（ヘッジ手段）とは重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため有効性の判断を省略しております。
- (7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 57,852千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,285,700株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年4月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32,857	10	平成30年1月31日	平成30年4月26日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 98,400株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

b 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	775,447千円	775,447千円	－千円
(2) 売掛金	957,907	957,907	－
資産計	1,733,354	1,733,354	－
(1) 買掛金	762,129	762,129	－
(2) 未払金	12,577	12,577	－
負債計	774,707	774,707	－
(1) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されてい ないもの	(2,243)	(2,243)	－
ヘッジ会計が適用されてい るもの	(6,144)	(6,144)	－
デリバティブ取引計(*1)	(8,387)	(8,387)	－

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成30年1月31日)
非上場社債	1,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には、含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	775,447	—	—	—
売掛金	957,907	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,000	—	—
合計	1,733,354	1,000	—	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
減価償却費	837千円
未払事業税	2,506千円
棚卸資産	1,280千円
繰延ヘッジ損益	1,881千円
未払賞与	454千円
その他	150千円
繰延税金資産合計	<u>7,111千円</u>
繰延税金資産の純額	7,111千円

(固定の部)

役員退職慰労引当金	<u>9,417千円</u>
繰延税金資産小計	9,417千円
評価性引当額	<u>△9,417千円</u>
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
倒産防止共済	△2,449千円
特別償却準備金	<u>△3,277千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△5,727千円</u>
繰延税金負債の純額	△5,727千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)及び その近親者 が議決権の 過半数を 所有してい る会社等	栄進商 株式会 社 (注)3	-	不動産賃貸 借契約	賃貸借契約 に伴う家賃 (注)2	14,532	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

3. 当社の主要株主永森信一が、同社の発行済株式の35%を保有しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 355円87銭

(2) 1株当たり当期純利益 60円00銭

(注) 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき、50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき、2株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

平成30年3月13日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしました。

新株予約権の発行要項の内容

- | | | |
|-------------------------|-------------------|--------|
| 1. 新株予約権の数 | | 1,465個 |
| 2. 発行価額 | 本新株予約権1個あたり | 4,800円 |
| 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権1個あたり当社普通株式 | 100株 |
| 4. 行使価額 | 当社普通株式1株あたり | 2,890円 |
| 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | | |

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた

ときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 行使期間 平成31年5月1日から平成37年3月28日までとする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社ののれん償却前営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該のれん償却前営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 平成31年1月期乃至平成33年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が500百万円を超過した場合
： 20%

(b) 平成31年1月期乃至平成34年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が600百万円を超過した場合
： 50%

(c) 平成31年1月期乃至平成35年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が700百万円を超過した場合
： 100%

なお、上記におけるのれん償却前営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益に、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合、連結キャッシュ・フロー計算書）におけるのれん償却額を加算して、のれん償却前営業利益を算出するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

9. 新株予約権の割当日 平成30年3月29日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社の取締役、監査役及び従業員 67名 1,465個

以上